

令和7年度 延岡市魅力ある「食」空間創出支援事業実施要領

1. 事業の目的

延岡市では、本市の「食」を活用した誘客促進を図るため、市内の飲食店が取り組む魅力的な食の空間創出のための店舗改装等に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

(1) 飲食業

日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類M－宿泊業、飲食サービス業、中分類76－飲食店に該当する事業のうち、次に掲げる事業及びその他市長が認める事業をいいます。

事業	備考
食堂、レストラン（専門料理店を除く）	761
食堂、レストラン（専門料理店を除く） ・主として主食となる各種の料理店をその場所で飲食させる事業所をいう。	7611
専門料理店	762
日本料理店 ・主として特定の日本料理をその場所で飲食させる事業所をいう。	7621
料亭 ・主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。	7622
中華料理店 ・主として中華料理をその場所で飲食させる事業所をいう。	7623
ラーメン店 ・主としてラーメンをその場所で飲食させる事業所をいう。	7624
焼肉店 ・主として焼肉（自ら網で焼くもの）をその場所で飲食させる事業所をいう。	7625
その他の専門料理店 ・主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。（西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スバゲティ店、朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店）	7629
そば・うどん店	763
そば・うどん店 ・主としてそばやうどんなどをその場所で飲食させる事業所をいう。	7631
すし店	764
すし店 ・主としてすしをその場所で飲食させる事業所をいう。	7641
酒場、ビヤホール	765
酒場、ビヤホール ・主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。	7651
その他の飲食店	その他
主として料理を提供し、その場で飲食させる事業所であり、本事業の趣旨に資すると認められる事業所。	その他

※備考欄の番号は、日本標準産業分類の大分類M－宿泊業、飲食サービス業の中分類76－飲食店に規定する番号である。

※日本標準産業分類の大分類M－宿泊業、飲食サービス業の中分類76－飲食店のうち、次の分類のものは事業に含まない。

- ①小分類766－バー、キャバレー、ナイトクラブ（主として洋酒や料理などを提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。）
- ②小分類767－喫茶店（主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所をいう。）
- ③中分類77－持ち帰り・配達飲食サービス業

（２）店舗

市内に所在する飲食業の用に供されている施設であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいいます。

ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の許可を受け、飲食スペースを有していること。

イ 賃借による場合は、賃貸借契約が締結されたものであること。

（３）飲食スペース

テーブル、椅子等を置き、不特定の複数の者が同一の場所で一定時間飲食することが見込まれるスペースをいいます。

（４）地産地活

優れた料理人、生産者等の醸成又は多くの人が集う地域をつくりあげることを目指し、地元食材、人材等のあらゆる地域資源を活かし、魅力を高める取り組み及び活動（単に延岡産の食材を使用するのみのもの、その他これらに類するものを除く。）をいいます。

3. 補助対象者

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、延岡市内に「5. 補助対象店舗」に規定する店舗を所有し、又は賃借して飲食業を営む者であって、次の各号のいずれにも該当するものとします。

（１）延岡市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

（２）延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと。

4. 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、来店を促進を図ることを目的に実施する魅力ある「食」の空間創出のために必要となる、飲食スペースの改装工事、物品の購入等を行う事業とします。なお、補助対象経費及び補助率等については、「6. 補助対象経費及び補助率等」のとおりとします。

【バリアフリー化対象事業例】

- ・スロープ、手すりの設置又は段差解消のための改修工事
- ・バリアフリーのために必要な店舗敷地内や来店者用駐車場の改修工事
- ・バリアフリーのために必要な建物と一体となって機能する設備工事

- ・来店者が利用するドアの自動化
- ・車いす等で通行可能な幅への間口、通路、間取りの改修工事
- ・座敷席を掘りごたつへ改修
- ・メニューその他表示物等の点字表記化
- ・来店者用のオストメイト用設備の設置や車椅子使用者用トイレへの改修（※1 オストメイト用設備及び車椅子使用者用トイレ以外のトイレの改修は、他バリアフリー化事業と同時に実施する場合にのみ申請可能とする。 ※2 店舗が公共下水道（集落排水施設を含む）共用区域内の場合は、公共下水への接続を条件とする。）

【その他魅力ある食空間創出のための対象事業例】

- ・来店者の利便性向上を目的としたキャッシュレス決済機器導入
- ・建物と一体となって機能する設備工事（建物に固定される店舗看板、カウンター等）
- ・メニューその他表示物等の多言語化
- ・床、内壁、天井、内装、照明器具等の改装工事
- ・店舗入り口部分の外壁の張替えや塗装
- ・魅力向上のための間取りの変更、客席間の通路の拡張

【対象事業とならない例】

- ・建物の基本構造若しくは基本性能に関する工事、維持若しくは修繕を目的とする工事
- ・魅力的な食の空間創出につながらないと判断される経費
- ・本来、飲食店として備えておくべき設備であると判断される経費
- ・転用若しくは持ち出しが可能な備品購入（「6. 補助対象経費及び補助率等」に掲げるものを除く。）や設置、食器等の消耗品類
- ・事務所や厨房、休憩室等の来店の促進を図る魅力的な空間の提供に関係ない場所の改装等
- ・店舗の新築、店舗移転に必要な経費
- ・他の制度による補助金の交付を受けている経費
- ・受動喫煙防止のための対策工事等
- ・換気設備工事、空気清浄機、サーキュレーター（送風機）、扇風機、換気扇等の清掃
- ・老朽化を理由とした既存設備等の更新工事
- ・トイレや洗面所改装のみの申請（オストメイト用設備の設置や車椅子使用者用トイレへの改修を除く）
- ・過去に本補助金の交付を受けた店舗で、耐用年数を経過していないものに係る経費

5. 補助対象店舗

補助対象店舗は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、補助対象者が複数の補助対象店舗で飲食業を営んでいるときは、いずれか1つの店舗を交付の対象とします。

- （1）概ね1年以上の営業の実態があり、店舗内に飲食スペースが設けられている延岡市内に所在する店舗であること。

- (2) 食品衛生法に基づく、飲食店営業許可を受けていること。
- (3) 地産地活の推進に資する取り組みを行っている店舗又は補助金の交付の決定を受けた年度中に地産地活の推進に資する取り組みを行う店舗であること。
- (4) 申請時において既存の店舗であること。

6. 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 内部改装工事又は外部改装工事に要する経費 (2) 設備工事に要する経費 (3) 外構工事に要する経費 (4) キャッシュレス決済機器等の ICT 化による顧客サービス向上を目的とした業務用備品の購入に要する経費（決済手数料や維持費等を除く。） (5) メニューその他の表示物等の多言語化、点字表記等に要する経費 (6) その他市長が必要と認める経費
補助率	3 分の 2 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 100 万円のいずれか低い方の額とし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする

7. 申請手続き

(1) 申請書及び添付書類

- ①補助金等交付申請書（規則様式第 1 号）
- ②事業計画書（参考様式 1）
- ③収支予算書（参考様式 2）
- ④補助対象経費に係る見積書の写し（補助対象経費と補助の対象とならない経費、また工事の内容ごとに経費が区別できるもの。）
- ⑤市税の完納証明書
- ⑥補助対象店舗を示す位置図
- ⑦工事の工程表（参考様式 3）、工事内容が確認できる図面及び施工箇所の施工前の状態が確認できる写真等の書類（工事の場合に限る。）
- ⑧物品の購入及び設置時期が確認できる工程表（参考様式 3）、設置箇所等の設置前の状態が確認できる写真等の書類及び購入物品が確認できるカタログ等の写し（物品購入の場合に限る。）
- ⑨飲食店営業許可の写し（交付の決定を受けた年度中に許可の更新が必要な場合は、更新後の許可の写しも提出すること。）
- ⑩地産地活の推進に資する取り組みが分かる写真等の書類又は今後の取り組みが分かる

書類

- ⑪誓約書兼同意書（様式第 1 号）
- ⑫役員等名簿（様式第 2 号）（個人事業者を除く）
- ⑬前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（2）提出先・受付期間

- ①提出先 〒882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1
延岡市役所 商工観光文化部 観光戦略課（本庁舎 3 階）
TEL 0982-34-7833
FAX 0982-22-7080
(土曜、日曜及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)
- ②受付期間 令和 7 年 4 月 28 日（月）から令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時 15 分迄
※郵送の場合、令和 7 年 6 月 6 日（金）必着
※申請書提出後、申請を辞退する場合は速やかに申し出ること。

8.評価、交付の決定等

（1）評価方法・交付決定

- ①補助金の交付の決定については、提出された書類の確認及び申請要件に該当することを確認した後、選定会議により別紙 1「延岡市魅力ある「食」空間創出支援事業に係る評価基準」に基づく評価を行います。
- ②前年度及び前々年度に本補助金の交付を受けた店舗については、別紙 2「過年度に本補助金の交付を受けた店舗の減点項目」を、前号の評価に含める事とします。
- ③①②の結果を参考に延岡市が補助金の交付をする者、補助対象事業及び補助額を決定します。
- ④補助金の交付の申請金額の合計が予算を超える場合は、選定会議において付された評価の高い者から順に補助金の交付の決定を行います。
- ⑤④の結果、予算の余剰が発生した場合は、交付の決定を受けなかった者のうち、評価が上位の者に、余剰予算の範囲内で、補助金の交付の決定を行う場合があります。
- ⑥補助金の交付の申請を行った者に対しては、補助金の交付の決定通知又は不交付の決定通知を行います。
- ⑦交付決定額が申請額を下回る場合があります。交付決定額や付された条件等に不服がある場合は、申請の取り下げができます。

9.工事等の着手、実績報告、補助金の交付

- （1）補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受けた後に、補助事業に着手してください。交付の決定通知前に着手したものは補助金の交付の対象となりません。
- （2）交付決定の内容に変更や中止が生じる場合は、補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第 4 号）に関係書類を添えて提出するなど、担当課の指示等に従ってください。

なお、変更申請に伴う交付額は、既に交付決定されている補助金の額を超えて行いません。

- (3) 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長に提出してください。

- イ 収支計算書（参考様式4）
- ロ 補助事業に係る領収書その他支出を証明する書類
- ハ 領収書の内訳が分かる請求書等の書類
- ニ 工事前後の写真等の履行の事実を証明する書類（工事の場合に限る。）
- ホ 設置前後の写真等の履行の事実を証明する書類（物品購入の場合に限る。）
- ヘ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- (4) 実績報告書の確認、交付すべき補助金の額を確定したときは、補助金等額確定通知書を通知します。なお、実績報告に伴う補助金の額の確定は、既に交付決定されている補助金の額を超えて行わないものとします。

- (5) 補助金等額確定通知書を受けたときは、補助金等請求書（規則様式第7号）を速やかに担当課へ提出してください。

10. スケジュール

- (1) 申請受付期間

令和7年4月28日（月）から令和7年6月6日（金）午後5時15分まで

- (2) 選定会議の開催

令和7年7月上旬予定 ※申請者は、選定会議への出席は不要です。

- (3) 補助金の交付の決定及び通知

令和7年7月上旬予定

- (4) 補助事業の実施期間

令和7年7月中旬から令和8年1月末まで

- (5) 補助事業者による実績報告書の提出

事業完了後20日を経過した日又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日まで

11. 交付決定の取り消し等

次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の取消し又は変更を行ないます。この場合において、既に補助金が交付されているときは、全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 偽り或其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 規則又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (5) 遵守すべき法令等に違反している場合

12. その他

(1) 提出された書類の取扱いについて

- ①提出された書類は、返却しません。
- ②提出された書類は、延岡市魅力ある「食」空間創出支援事業の業務以外の目的では使用しません。
- ③提出のあった書類は、必要な範囲で複製する場合があります。
- ④申請に係る費用については、申請者の負担とします。

別紙 1

延岡市魅力ある「食」空間創出支援事業に係る評価基準

<評価基準> (100 点満点)

	項目 (配点)	評価ポイント
1	現状の把握・分析 (15 点)	現在の店舗の状況や問題点など、実情が的確に分析されており、今後目指す店舗像が明確となっているか。また、事業内容が現在抱える問題解決につながる内容となっているか。
2	整合性 (15 点)	本補助金の趣旨と事業内容について、整合性がとれているか。
3	計画の実現性 (5 点)	必要な経費が過不足なく考慮され、かつ、スケジュールは具体的に計画されているか。また、事業を実施するための資金計画が明確に示されているか。
4	地産地活への理解と 推進 (15 点)	地元食材の消費促進、料理人や生産者との連携、効果的な P R など、地産地活の推進内容となっているか。
5	的確性・独創性 (15 点)	事業対象が的確に捉えられ、利用者への配慮やニーズに沿った内容であり、業務内容に即したものであるか。また、経験や知識を活かし創意工夫がなされ、利用促進の視点を盛り込んだものになっているか。
6	事業効果 (15 点)	事業内容が、他の模範となり得る内容であり、波及効果が見込まれるか。また、事業終了後も実施効果が見込まれるか。
7	バリアフリー化 (20 点)	バリアフリー等の関係法令や高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等のバリアフリー化に関する基準等を踏まえ、店舗全体としてバリアフリー化が促進されるものとなっているか。

<評価方法>

1. 申請のあった補助対象者について、委員が上記の評価基準に基づき、採点を行う。
2. 採点及び協議により評価を行う。

<採点基準>

(20 点満点)

A (20 点) 優れている、B (15 点) やや優れている、C (10 点) ふつう、D (5 点) やや劣る、E (1 点) 劣る

(15 点満点)

A (15 点) 優れている、B (11 点) やや優れている、C (7 点) ふつう、D (4 点) やや劣る、E (1 点) 劣る

(5 点満点)

A (5 点) 優れている、B (4 点) やや優れている、C (3 点) ふつう、D (2 点) やや劣る、E (1 点) 劣る

別紙 2

過年度に本補助金の交付を受けた店舗の減点項目

減点項目	前年度	前々年度
別紙 1 延岡市魅力ある「食」空間創出支援事業に係る評価基準に基づく評価で得た総合点に対し、各積算率を反映する	95%	96%

(本要領に関するお問い合わせ)

〒882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1

延岡市 商工観光文化部 観光戦略課 (本庁舎 3 階)

TEL 0982-34-7833

FAX 0982-22-7080

(土曜、日曜及び祝日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)